

第1章 宮城県地域公共交通計画について

1 計画策定の趣旨

県では、平成20年3月に「宮城県総合交通プラン」を策定し、平成24年度の改訂では、平成23年3月11日に発災した東日本大震災からの復旧・復興に対応するため、「災害に強い交通基盤の整備」「生活に必要な交通の維持と利便性の向上」などの施策を掲げ、着実に推進してきました。

しかし、人口減少に伴い、地域公共交通の利用者数が地方部を中心に減少している中で、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、公共交通機関の利用者が激減し、交通事業者は大きな打撃を受けるとともに、感染症対策などを契機とした在宅勤務や通販利用など新しい生活様式が普及する中で、将来に向けて地域公共交通の在り方が問われています。

令和2年には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）の一部が改正され、地方公共団体が中心となり、従前のまちづくりと連携した面的な地域公共交通ネットワークの再構築に加え、地域の輸送資源の総動員や既存の公共交通サービスの改善により、持続可能な地域公共交通の確保を図ることとされているところです。

本県においては、令和2年度に「宮城県地域交通プラン」（計画期間：令和3年度から令和7年度）を任意計画として策定し、地域公共交通を取り巻く環境がより厳しさを増す中で、県として、県内の地域公共交通の考え方を示し取組を進めているところです。

しかしながら、令和6年度には、国が定める国庫補助事業の経過措置期間が終了し、国庫補助を継続して活用するためには、現在の「宮城県地域交通プラン」については、地域交通法に定める「地域公共交通計画」としての位置付けが必要となることに加え、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「5類感染症」に移行され、社会経済活動が回復基調となっていること、更なる地域交通法の改正に基づき、地方鉄道の利用促進等が求められていることから、一定の見直しが必要となっています。

そのため、本計画の策定にあたっては、地域交通法に基づく「宮城県地域公共交通活性化協議会」を組織し、地域公共交通を取り巻く外部環境の変化に適切に対応していくため、現行の「宮城県地域交通プラン」の内容を踏襲しつつ、地域交通法に基づく「宮城県地域公共交通計画」として策定するものです。

2 本計画の位置付け

本計画は、県の総合計画「新・宮城の将来ビジョン」（2021年～2030年）における交通分野の取組を着実に実行するため、その理念である「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を踏まえ、県民、交通事業者、市町村、県、国などの関係者が連携、協働し、持続可能な地域公共交通の実現を図るべく取り組む施策の基本的な考え方を取りまとめたものであり、今後、市町村等が策定する地域公共交通計画の指針となるものです。個々の施策の詳細は、実施に当たってその都度個別に検討するものとします。

また、現行の「宮城県地域交通プラン」に引き続き、関係するSDGs¹の視点を踏まえつつ、地域公共交通はまちづくりをはじめ、医療・福祉、教育、商業・観光など他の分野とも大きく関わることから、関連する県の各種計画とも連携していきます。

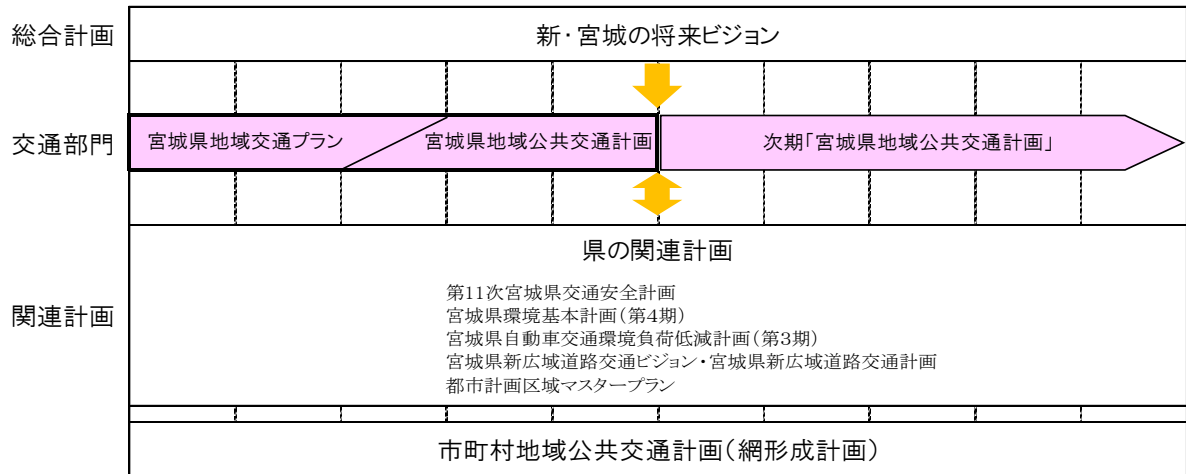


図 1-2-1 計画の位置付け概念図



図 1-2-2 関係するSDGsのゴール

3 本計画の計画期間

現行の「宮城県地域交通プラン」では、令和3年度を初年度とした、令和7年度までの5年間の計画であること、また「新・宮城の将来ビジョン」(2021年～2030年)の10年間を見据え、計画最終年度となる令和7年度(2025年度)を目途に、令和8年度以降の計画を検討していることから、今回策定する本計画の計画期間は、令和6年度から令和7年度までの2年間とします。

	宮城県地域交通プラン	宮城県地域公共交通計画
策定主体	宮城県交通計画懇話会	宮城県地域公共交通活性化協議会 【活性化再生法§6 道路運送法施行規則§9②、§15④】
根拠法令	無し	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(§5①)
計画期間	R3～R5	R6～R7 (プランの計画期間を継続)
計画内容	【基本理念】 誰もが安心して住み続けられる、地域の暮らしを支える地域公共交通の実現 【基本方針】 方針1 安心して生活できる持続可能な地域公共交通ネットワークの構築 方針2 地域交通の活性化のための連携と協働 方針3 安全で安心な交通環境の整備	【継続・強化】 「地域輸送資源の総動員」を目指す 【継続・強化】 地域交通の新たな枠組みの検討 引き続き踏襲する 【継続・強化】 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮 【継続・強化】 計画の達成状況の評価に係る事項

図 1-3-1 宮城県地域公共交通計画について

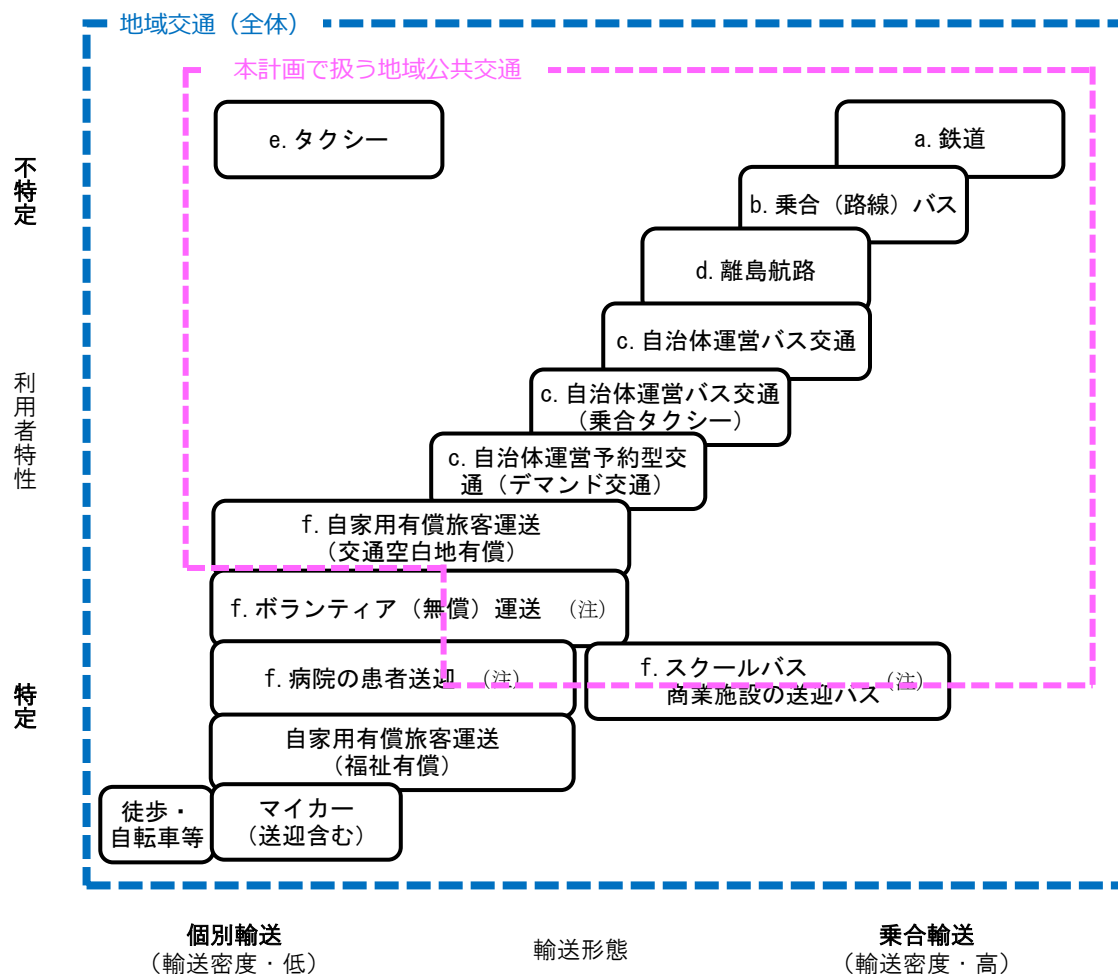
4 本計画の対象となる交通モード

本計画では、地域内のあらゆる移動手段を「地域交通」と定義付けし、次の交通モードを「地域交通」における「地域公共交通」として取り扱います。各交通モードの役割を踏まえ、今後の施策を検討します。

- a. 鉄道（ＪＲ、仙台空港鉄道、阿武隈急行、仙台市地下鉄）
- b. 乗合バス（地域間幹線系統²をはじめとした、事業者が自主運行するもの）
- c. 住民バス（自治体運営のバス交通（乗合タクシー³含む）、予約型交通（デマンド交通⁴））
- d. 離島航路
- e. タクシー
- f. その他、自家用有償旅客運送⁵やボランティア輸送、住民の共助による運送、スクールバス及び各施設送迎のうち、一般混乗⁶など、不特定多数が利用するものなど

〔参考〕地域公共交通の定義（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第1号）

地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。



（注）ボランティア（無償）運送、共助による運送、スクールバス及び各施設の送迎のうち、利用者を限定せず、不特定多数が利用するものを本プランでは地域公共交通として取り扱う。

出典：国土交通省「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」（一部改変）

図1-4-1 本計画の対象となる交通モード

5 本計画の対象地域

宮城県全域とします。本計画で掲げる施策の全てが全域に一様に適用されるものではなく、人口構成や産業構造に加え、地理的要因、まちづくりの視点など、それぞれの地域の状況に照らして検討することが必要です。